



SMTB年金ニュース

(平成27年1月23日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び 中途脱退者に係る代行部分の移換現価率の改正に 係るパブリックコメント手続きの開始

平成27年1月22日、標題に関して2件のパブリックコメント手続き(*)が開始され、2月23日までの間、告示案に対する意見募集が行われております。

当該意見募集は、第21回社会保障審議会年金部会(平成26年6月3日開催)において、財政の現況及び見通し(厚生年金本体の財政検証結果)が公表され、死亡率が見直されたことに伴う対応に関するものです。

- (*) ①過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率の改正
 - http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140398&Mode=0
- (*) ②中途脱退者に係る代行部分の移換現価率の改正
 - http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140399&Mode=0

I. 趣旨

過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び中途脱退者に係る代行部分の移換現価率は、厚生年金本体における財政検証結果の死亡率及び予定利率をもとに定められているが、今般、厚生年金本体の財政検証結果が公表され、死亡率が見直されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

Ⅱ. 改正対象

告示

Ⅲ. 改正案の概要

過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び中途脱退者に係る代行部分の移換現価率を、それぞれパブリックコメント手続き(*)別添の現価率のとおりに改める。

Ⅳ. 適用時期

平成27年4月1日(予定)



(参考) 改正前と改正案の現価率比較

改正前と改正案の現価率を比較した例は以下のとおりです。なお、予定利率は4.1%のまま変更されていないため、変動要因は死亡率の変更のみとなります。

≪例≫昭和36年4月2日以降に生まれた男子[65歳支給開始世代]

年齢	改正前の現価率 (1)	改正案の現価率 (2)	比率 (2)/(1)
20	1. 8256	1. 8634	1. 021
30	2. 7458	2. 8020	1. 020
40	4. 1411	4. 2225	1. 020
50	6. 3149	6. 4269	1. 018
60	9. 9249	10. 0557	1. 013

(補足)

改正前及び改正案とも過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び中途脱退者に係る 代行部分の移換現価率は一致しています。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

